

河南町入札監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例(平成25年河南町条例第1号。

以下「附属機関設置条例」という。)第3条の規定に基づき、河南町入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき次に掲げる事務を行う。

- (1) 本町が発注した建設工事、物品購入及び業務委託(以下「工事等」という。)に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 本町が発注した工事等のうち、委員会が無作為に抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定、審査の経緯、落札者決定の経過等並びに指名競争入札に係る指名の経緯、落札者の決定等についての審査を行うこと。
- (3) 本町が発注した工事等のうち、委員会が無作為に抽出したのものに関し、随意契約に係る経過についての審査を行うこと。
- (4) 河南町建設工事等指名停止要綱(平成20年河南町告示第1号)に基づく指名停止の措置の状況について報告を受けること。
- (5) 談合情報対応について報告を受けること。
- (6) 次の再苦情処理を行うこと。
 - ア 一般競争入札における入札参加資格がないと認めた理由についての再苦情処理
 - イ 指名競争入札及び随意契約に係る非指名理由又は随意契約理由についての再苦情処理
 - ウ 指名停止等についての再苦情処理
- (7) 公共工事の入札及び契約の適正化に関する調査及び研究を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項について審査を

行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。
- 5 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合には、委員長は、書類の会議をもって会議に替えることができる。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、第2条第1号から第5号まで及び第8号の報告又は審査に

係る工事等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、町長に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の規定により意見の具申又は是正の勧告を行った場合は、その内容を公表する。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第2条第6号の規定により、再苦情に関する審議を行ったときは、意見書を作成し、町長に報告するとともに、その意見書を公表する。

2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね60日以内に行うものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、第2条に規定する事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第2号から第8号までの事務に関しては、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(報酬)

第10条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例(昭和32年河南町条例第49号)の定めるところによる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、契約検査担当課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に町長から委嘱されている委員については、第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規

定にかかわらず、これを通算する。

（会議の招集に係る特例）

- 3 委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。